

相続

Souzoku tsushin

通信

2022
May

05



税理士法人 YGP 鯨井会計

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮3-7-5

TEL 029-856-8066 FAX 029-858-4452

E-Mail : info@kujirai-kaikai.com

https : // www.kujirai-kaikai.com

外貨建生命保険には 加入すべきか

近年、アメリカの金融市場での利上げが進んでいるため、外貨建変額年金の人気の高まってきています。今回は、為替リスクと市場リスクについて説明します。

外貨を買うということはどういうこと？

金融商品の中でも購入や売却を外貨で行うのが、外貨建金融商品です。この商品を売買するには、米ドルなどの外貨と円を交換しなければいけません。その際に為替手数料がかかります。

たとえば、利率2%の日本国債を1億円で購入し、1年後に償還されるとします。利息200万円を受け取りますので、回収額は1億200万円です。

これに対して、利率5%の米国債を1億円で購入するとしましょう。同様に1年後に償還されるとしましょう。

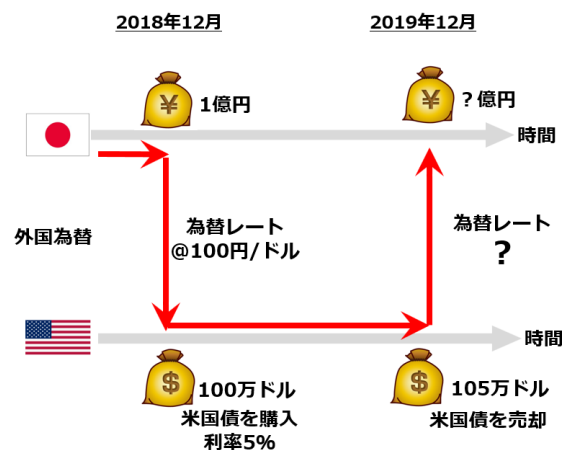
円で米国債は買えませんので、円を米ドルに転換します。為替レートが1ドル100円と仮定し、手数料を無視しますと、銀行は1億円を100万ドルに交換してくれます。これで100万ドルの米国債を購入しますと、利息5万ドルを受け取りますので、回収額は105万ドルとなります。

ただし、受け取った米ドルは日本で使えませんので、米ドルを再び円に転換しなければいけません。為替レートが1ドル100円が変わっていなければ、最終的な回収額は1億500万円となり、日本国債の回収額である1億200万円よりも有利になりました。

しかし、米国債が償還されるまでの1年間に、為替レートが変動しているかもしれません。もし円高が進んで1ドル90円となれば、回収額

は9,450万円となり、元本割れしてしまいます。反対に円安が進んで1ドル110円となれば、回収額は1億1,550万円となり、大儲けです。

つまり、米国債に対する投資のリターンは、利息収入に加えて為替の変動に伴う損益を計算しなければいけないのです。



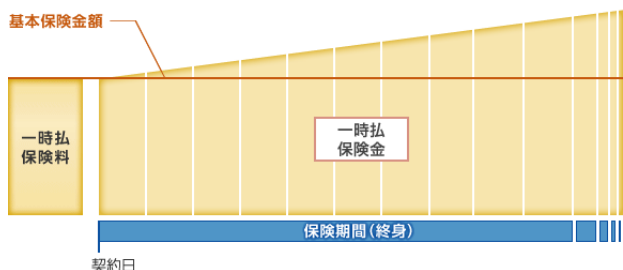
外貨建生命保険とは何か

外貨建生命保険とは、契約者が払い込んだ保険料の運用を米ドルなどの外貨建で行う生命保険です。日本国債の利回りよりも米国債の利回りのほうが高いため、外貨建生命保険は、円建ての生命保険よりも予定利率が高く設定されていることから、近年、販売額が飛躍的に伸びています。

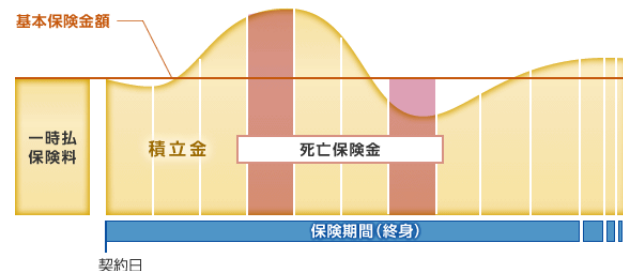
外貨建生命保険の代表例は、定額終身保険、変額終身保険、定額養老保険、変額養老保険、定額個人年金、変額個人年金です。いずれも、保険料の支払いは、いずれも契約時に一括して

支払う一時払いと、毎年または毎月支払い続ける平準払いがあります。

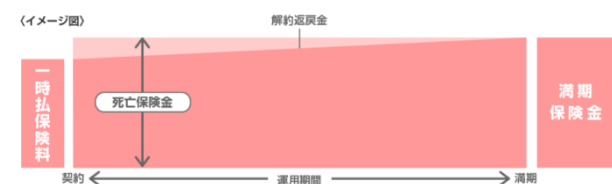
外貨建定額終身保険とは、保障が一生涯続く商品です。契約時に定めた保険金額は、保険期間中に変動しません。



外貨建変額終身保険とは、保障が一生涯続く商品です。ただし、運用実績に応じて保険金額が変動します。

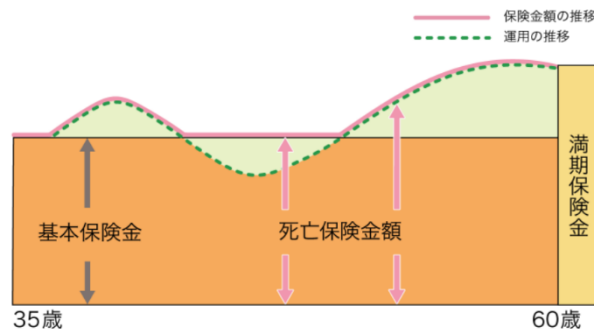


外貨建定額養老保険とは、生存して満期を迎えた場合に満期保険金が支払われる商品です。死亡保険金と満期保険金は同額のものが一般的です。

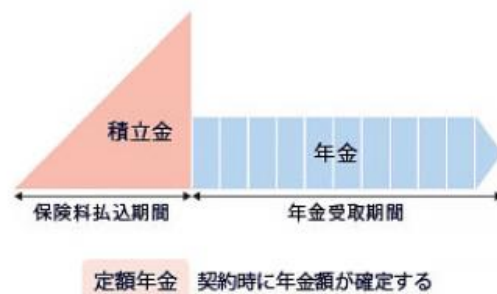


外貨建変額養老保険とは、生存して満期を迎えた場合に満期保険金が支払われる商品です。ただし、運用実績に応じて保険金額が変動します。

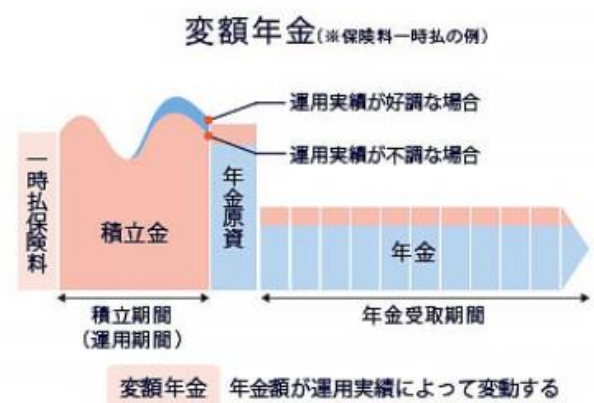
死亡保険金は契約時に保証されていますが、満期保険金は保証されていません。



外貨建定額個人年金とは、契約時に定めた予定利率にもとづいて、一定年齢から年金が支払われる商品です。



外貨建変額個人年金とは、運用実績に応じて年金原資が増減し、一定年齢から年金が支払われる商品です。ただし、年金原資に対して最低保証金額があります。



外貨建生命保険に伴うリスクと手数料点

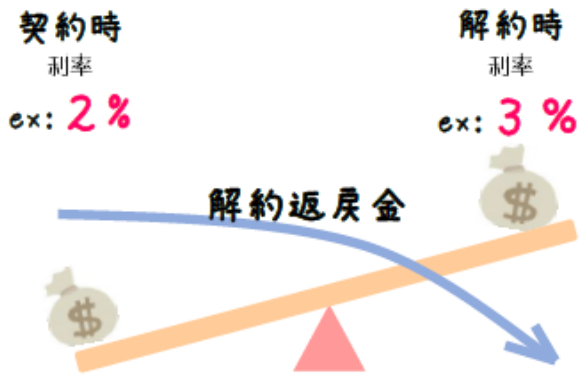
外貨建生命保険は、円建ての生命保険と異なる

るリスクが伴います。その一つが為替リスクです。円高が進めば、保険金や解約返戻金に為替による損失が発生します。

また、契約後の早い段階で解約すると、保険会社にかかった費用分を控除されてしまいます。これを「解約控除」といいます。

さらに、変額保険であれば、保険金、年金や解約返戻金が、金利の変動によって増減するリスクが伴います。これを「市場リスク」といいます。一般的に、契約時に比べて解約時に金利が上昇した場合には解約返戻金が減少し、金利が低下した場合には解約返戻金が増加します。これを「市場価格調整」といいます。

以上のように、外貨建生命保険には、為替リスクと市場リスクの2つのリスクが伴うことから、元本割れするリスクが大きく、理解することがとても難しい商品なのです。それでも、これらのリスクは契約者や受取人が負担しなければいけません。これを「自己責任の原則」といいます。元本割れしても文句を言うことはできません



一方で、外貨建生命保険は、円建ての生命保険よりも大きな手数料が取られます。

一つは為替手数料です。これは、円をドルに交換するとき、ドルを円に交換するときに取りられます。1ドルに対する手数料が、インターネットバンキングで25銭、窓口で1円程度かかりますので、円からドル、ドルから円に往復させると、トータルで0.5%から2%程度の費用が発生すると考えなければいけません。

もう一つは、円建て生命保険にも共通する話ではありますが、資産運用に係る手数料が大きく取られます。純粋な保険料に係る部分以外にも、将来の保険金や解約返戻金の支払いのために資産運用に係る手数料がかかっているのです。これは開示されていないものの、最も信託報酬の高い投資信託が設定する3%を大きく上回る水準だと言われています。

加入するときの注意点

保険会社の営業マンは、高齢のお客様にも外貨建生命保険を販売しようとすることがあります。しかし、老化による理解力の低下がお客様に現れる可能性があることから、営業マンとの面談にご家族が同席し、商品内容の説明を聞いたほうがいいでしょう。為替リスクと市場リスクを理解し、納得しないまま契約を締結してしまうと、後からトラブルが発生するおそれがあります。

商品内容の説明は一度だけ聞くのではなく、理解できるまで何度も聞いたほうがよく、また、一人の営業マンだけでなく、別の営業マンからも説明を聞いたほうがよいでしょう。

それでも、契約の申込みを行った後に、加入を止めたいときがあるでしょう。そんなときは、8日間にかぎり猶予が与えられます。すなわち、外貨建生命保険は、クーリング・オフ制度の対象となるのです。契約の申込日または注意喚起情報を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申し出によって、契約を無しにすることができます。

出展：

公認会計士/税理士 岸田康雄著「相続生前対策パーフェクトガイド」
「富裕層のための相続税対策と資産運用」より日本ビズアップが編集

財産を残す、賢い保険活用について、教えてください。

一部の相続人に現金を渡したい場合、 死亡保険金の受取人に 指定する方法があります。

(1) 相続人以外の親族に資産を渡す

● 生命保険の受取人指定

一部の相続人に対し、現金を渡したいという明確な意図がある場合は、現金を相続させるよりも死亡保険金の受取人に指定することで、その相続人に確実に現金を渡せます。

法定相続人ではない孫へ資産を渡したいなど、法律とは別に本人の意思を明確にすることができます。一般的には法定相続人ではない孫に遺産を渡すとすると、遺言書にその旨の記載を行い遺贈として2割増しの相続税を支払う必要があります。

● 留意点

ただし、あくまでも生命保険を利用するため、受取人になることができる者とそうではない者が出てきますので、加入時にはだれを受取人にしたいのか、またそれが可能であるかを確認してから加入すべきです。

既契約の生命保険であっても受取人の変更はその規定の範囲内であれば、いつでも変更できますので、検討すべきと思います。

(2) バランスの悪い相続に備える

遺産分割には次の3つの方法があります。

① 現物分割

(財産を現物のまま分ける方法)

② 換価分割

(財産を売却・換金してその金銭を分ける方法)

③ 代償分割

(財産の一部を一人が取得し他の相続人に金銭を支払方法)

自社株式や不動産など、公平に分けることができない、あるいは分けると不都合が生じるものが相続財産にある場合に「代償分割」を利用します。自社株式は経営権確保のために後継者として任命された相続人に集中すべき財産であり、非後継者であるその他相続人には可能な限り保有させるべきではありません。

この時、代償分割金は相続財産となりますので、相続財産に占める自社株式の評価にもよりますが、遺留分の侵害についても回避できる可能性があります。

保険の種類は、少ない負担で多額の保険金を受け取れる掛け捨て型の定期保険や、保険料は高いですが確実に受け取ることができる終身保険となります。ポイントは、受取人を後継者である相続人に設定することです。

親が亡くなったとき、後継者に保険金がたくさん出るようにしておけば、その後継者は兄弟姉妹などにその保険金を使って、差額を代償分割することができます。

(3) 法人が相続財産を買い取る

遺産分割協議の結果、被相続人が保有していた自社株式を後継者に集中させることができなかった場合、法人の資金を利用して分散した株式を買い取ります。

これにより法人は株式の分散を抑止し、相続人は換金することができます。ここで注意しなければならない点は、相続人が必ずしも株式を売却してもらえるかどうか不明である点です。これについては定款で売り渡し請求権を規定しておくことで解決できます。